

地方制度調査会設置法（昭和二十七年法律第三百十号）

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加えることを目的とする。

（設置及び所掌事務）

第二条 内閣総理大臣の諮問に応じ、前条の目的に従つて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、内閣府に、地方制度調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

（組織）

第三条 調査会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員二十人以内を置くことができる。

（会長及び副会長）

第四条 調査会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第五条 会長は、必要に応じ、調査会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。

3 部会所属の委員は、会長が指名する。

（委員及び臨時委員）

第六条 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 臨時委員は、当該特別事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（雑則）

第七条 この法律に定めるものを除く外、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

地方制度調査会令（昭和二十七年政令第四百六十一号）

内閣は、地方制度調査会設置法（昭和二十七年法律第三百十号）第七条の規定に基き、この政令を制定する。

（議事の手続）

- 第一条 地方制度調査会（以下「調査会」という。）の会議は、会長が招集する。
- 2 調査会の会議は、委員の三分の一以上が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

（幹事）

- 第二条 調査会に、幹事五十人以内を置く。
- 2 幹事は、関係各行政機関の職員及び地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。
 - 4 幹事は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

- 第三条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

- 第四条 調査会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において総務省自治行政局行政課の協力を得て処理する。

（雑則）

- 第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮つて定める。

地方制度調査会会議規則（昭和二十七年十二月二十七日決定）

（会議）

第一条 会議の日時及び場所は、会長が定める。

第二条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が議長となる。

（発言）

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

（意見聴取）

第四条 議長は、必要と認めるときは、関係各行政機関の職員、その他適當と認める者を会議に出席させて説明させ又は意見を開陳させることができる。

（会議の経過及び結果の発表）

第五条 会議の経過及び結果の発表は、議長が行う。

（部会）

第六条 部会の議事については、第一条から第五条までの規定を準用する。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（議事録）

第七条 議事録は、幹事が作成する。

（雑則）

第八条 この規則に規定のない事項は、会長が定める。